

浜松市立幼稚園保育料の債権放棄について

1 債権放棄の概要

浜松市立幼稚園の保育料のうち、生活困窮により平成29年10月分から平成30年5月分まで滞納となった案件1件について、浜松市債権管理条例第12条第1項第2号により債権放棄したため報告するもの。

2 債権放棄に至る経緯

- 平成29年11月 生活困窮に起因し、保育料の滞納が始まる。
同月 納付相談を実施。
平成30年3月 分割納付の約束。
平成30年5月 破産手続開始決定。同時に破産手続廃止決定。
9月 裁判所が免責許可決定。

3 債権放棄の内容

(1) 放棄件数・金額 1件 48,100円

放棄理由	債権放棄該当事項 (浜松市債権管理条例)	件数	放棄金額
破産による免責許可	第12条第1項第2号	1件	48,100円

(2) 放棄年月日 平成31年3月29日

【 参考 】

浜松市債権管理条例抜粋（抄）

（その他の債権の放棄）

第12条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。

以下省略